

令和2年度富山支部保険料率の算定

I. 令和2年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 今回より激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

Ⅱ. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div>
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	○R2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ. 令和2年度 富山支部保険料率

		全国	令和2年度 富山支部	<参考> 令和元年度 富山支部
医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)		5.27%	4.81%	4.75%
調整 (b)	年齢調整	-	▲0.08%	▲0.08%
	所得調整	-	0.17%	0.17%
① 医療給付費についての調整後の保険料率 (a + b)		5.27%	4.90%	4.85%
② 共通料率等※		4.73%		4.82%
所要保険料率 (①+②)		10.00%	9.63%	9.67%
③ 調整	激変緩和措置	-	-	0.04%
	精算分	-	▲0.03%	0.00%
	インセンティブ分	-	▲0.003%	-
令和2年度保険料率 (①+②+③)		10.00%	9.59%	9.71%

※共通料率等 (A + B - C) 4.73%

A. 第2号都道府県単位保険料率	3.89%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.87%
C. 収入等の率	0.03%

・ 第2号都道府県単位保険料率 (共通料率等のA) 及び収入等の率 (共通料率等のC) には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号都道府県単位保険料率 (共通料率等のB) 及び収入等の率 (共通料率等のC) には、平成30年度の都道府県支部ごとの収支差の精算分は含まれていない。

【参考】

- 端数整理のため、計数が整合しない場合がある (インセンティブ制度に係るものは0.001%単位で四捨五入、その他は0.01%単位で四捨五入)
- 震災に伴う波及増の告示額が未確定 (令和2年1月下旬頃確定する予定) であること等から、現時点において暫定版である。

IV. 令和2年度 富山支部保険料率の算定方法

令和2年度
富山支部保険料率 = 第1号保険料率
+ 共通料率等
+ 精算・インセンティブ分

